



## 電気代が安くなる!? 訪問販売でのトラブル発生中!!



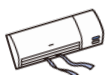
### 相談事例

大手電力会社の代理店と名乗る業者の訪問があり、「電気契約を切り替えると安くなる。検針票を見せて欲しい。」と言われた。言われるがまま検針票を見せて署名をしたところ、後日、電力会社の切替手続きに関する書類が届き、契約したことになっていた。

検針票  
 見せてください!



### アドバイス



こんなフレーズが出たら要注意!!



「大手電力会社の委託を受けている」  
 会社の情報や訪問目的を必ず確認しましょう

「電気代が安くなる」  
 契約プランを確認し、現在の契約と比較しましょう

「検針票を見せて」  
 検針票は見せないようにしましょう

「このマンション全体の契約が切り替わる」  
 管理会社等に確認しましょう

### 次のような点に、注意しましょう!!

- ◆ 検針票を見せるように迫ったり、事実と異なる説明をしたりして、契約を迫る相談が寄せられています。検針票の情報から契約の手続きができるため、中には検針票を見せただけで契約先の電力会社に変更されていたという相談もあります。
- ◆ ガス契約の切替えでも同様の相談が寄せられています。
- ◆ 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- ◆ 不安に思ったりトラブルになったら、一人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

クーリング・オフのしくみ



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
**消費者ホットライン**

い や や  
 局番なし **188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
**公式LINE**  
 のご案内はこちら



消費者問題に  
詳しい弁護士に  
聞きました！

# 国際ロマンス詐欺被害が急増！

—最終的に金銭をだまし取られる詐欺被害が急増しています—

マッチングアプリや出会い系サイトで知り合った外国人を名乗る相手から、投資を持ちかけられるなどして最終的に金銭をだまし取られる詐欺被害（以下「国際ロマンス詐欺」といいます）が急増しています。

国民生活センターに寄せられた相談件数は、2019年度は全国で25件にとどまっていたのですが、2020年度は109件、2021年度は12月31日までで187件と急増しています（国民生活センター2022年3月3日公表）。



国際ロマンス詐欺被害は、次のような流れで財産的被害が発生します。

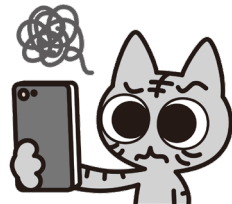
- ① マッチングアプリや出会い系サイトでマッチングが成立（相手の多くは外国人を名乗る）。
- ② 無料通話アプリでのやりとりを持ちかけられる。
- ③ しばらくすると「好きだ」「幸せになろう」など、自分に好意を持っているような甘い言葉を言われるようになる。
- ④ 相手は、その後、「投資で稼いでいる」など、投資の魅力を伝えるようになる。
- ⑤ 相手から、投資として、FXや暗号資産等の購入を勧められる。

- ⑥ 最初だけ利益が出る。

⑦ 相手から、「もうかるのだから、もっと投資をするように」と強く勧められ、送金してしまう。

⑧ 出金しようとする時、税金やマネーロンダリング等、様々な名目で追加の送金を要求され、その後も送金を繰り返してしまう。

- ⑨ 相手と連絡が取れなくなる。



国際ロマンス詐欺被害では、多額の現金をだまし取られるケースも見られます。相手が指定した口座に現金を送金した場合は、その口座を凍結するなど被害回復の可能性があります。暗号資産を購入した場合は、暗号資産の追及に限界があるため現時点では被害回復の可能性は非常に低くなっています。

国際ロマンス詐欺被害の加害者とは実際に会うことはありません。実際に会ったことがない相手を信頼して現金を振り込むようなことは絶対にしないでください。もし、現金を振り込んでしまったら、できるだけ早く消費生活センターや弁護士に相談してください。

この情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会とのSDGs推進協定の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成しました。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は・・・

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）  
局番なし「188(いやや)」

弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会 消費者被害相談  
予約受付：045-211-7700



お子さん・お孫さんがいる方！アンケートにご協力ください！

抽選で100名様に消費生活課オリジナルグッズをプレゼント！



回答はこちらから



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



  
神奈川県



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506